

○地域子ども・子育て支援事業 「(10)乳児家庭全戸訪問事業」にかかる「量の見込みと確保方策」算出資料

参考資料3

1. 乳児家庭全戸訪問事業とは…

この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。(児童福祉法第6条の3第4項)

2. 守口市では、下記事業により実施

●乳児家庭全戸訪問事業

保健師や助産師等の専門職訪問ではなく、生後4か月未満までに、民生委員・児童委員が担当地域の出生児(主に第2子以降)とその母親に対して実施。

●助産師新生児訪問事業

主に第1子とその母親、および葉書等にて授乳相談など助産師の訪問を希望される母親(保護者)とその子に対して実施。4か月未満の訪問のため乳児家庭全戸訪問を兼ねる。

●保健師新生児等訪問事業

妊娠前から支援が必要であった母親(保護者)とその子(例:若年妊婦、妊婦に疾患がある等)に対して、地区担当保健師等が実施。訪問は退院直後から4か月未満に実施するため乳児家庭全戸訪問を兼ねる。

●未熟児訪問事業

出生体重が2,500g未満の子と母親(保護者)に対して、小さく生まれたことで養育にも配慮が必要なことから、地区担当保健師が実施。子に医療的ケアが必要な場合には、大阪府守口保健所と連携し、保健所保健師と同伴訪問も実施。4か月未満の訪問のため、乳児家庭全戸訪問を兼ねる。

3. 実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
乳児家庭全戸訪問事業	460	712	760	813	907	929	878	948	972	
乳児家庭全戸訪問事業	-	170	190	200	230	253	218	269	245	平成23年度から事業開始
助産師新生児訪問事業	435	447	468	463	470	453	446	458	404	
保健師新生児等訪問事業	22	91	63	96	148	154	172	184	272	
未熟児訪問事業	3	4	39	54	59	69	42	37	51	平成24年10月から事業開始

4. 「乳児家庭全戸訪問事業」にかかる「量の見込みと確保方策」

⇒第一期計画では0歳児の人口推計値を当該年度の量の見込み値としていたことを踏襲し、第二期計画でも0歳児の人口推計値を量の見込み値とする。

○第二期計画における量の見込みと確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
量の見込み	1,106	1,109	1,109	1,103	1,099	0歳児の人口推計値と同数とする
確保方策	1,106	1,109	1,109	1,103	1,099	全ての乳幼児を対象として必要な事業量を確保するため、確保方策は量の見込みと同数とする
【参考】人口推計(0歳児)	1,106	1,109	1,109	1,103	1,099	